

意見書案第1号

滋賀県における地域公共交通目的の新たな税導入に慎重な対応を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

令和8年6月29日

提出者 小川隆史

賛成者 角井英明

賛成者 中野正剛

賛成者 北川元気

賛成者 和田一繁

滋賀県における地域公共交通目的の新たな税導入に慎重な対応を求める意見書

現在、滋賀県において検討されている「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税」導入について、地域公共交通の維持・確保という課題意識は理解するところである。しかしながら、現在の社会経済情勢等、県民生活を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、この時期に、滋賀県が新税導入を前提としたかのような議論の進め方には疑問を呈するものである。将来負担を次世代に先送りすることとなりうる新たな税負担を求めることについては、より慎重に取り組むべきであり、特に以下の点について重大な懸案を持つものである。

- 1 公共交通の利用頻度にかかわらず県民一律に負担を求めることは、受益と負担の観点から公平性の課題があること。
- 2 県内市町が主体となるべき地域公共交通政策において、県主導の新税導入が市町の裁量や責任との関係を不明確にする恐れがあること。
- 3 既存財源の活用、事業の効率化、路線再編等の徹底した見直しがなされる等、十分に検証がなされたとは言い難いこと。
- 4 新たな税収の用途や制度設計が現時点において具体性を欠いており、将来的な拡大解釈の懸念が払拭されていないこと。

5 新たな税収が一度導入されれば恒久化しやすく、今後、人口減少で税収が縮小する中では持続可能性も乏しく、県民負担が将来にわたり固定化・常態化する懸念が大きいこと。

よって、本市議会は滋賀県に対し、新たな税の導入については拙速に結論を出すことなく、まずは既存施策の徹底的な見直し・検証と、行財政改革を優先するとともに、県内市町との十分な協議および県民への丁寧な説明を尽くすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 29 日

彦 根 市 議 会

滋賀県知事 殿